

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 3 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 20 条の 3 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 18 条第 1 項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5 から 8 まで <省略>	第 20 条の 3 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 14 条又は第 45 条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5 から 8 まで <省略>

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例 (昭和 38 年瀬戸市条例第 1

6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に</u>規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5から10まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に</u>規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5から10まで &lt;省略&gt;</p>
--	---

(瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年瀬戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(審査請求)</u></p> <p>第25条 市が行う<u>団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に</u>従事し、<u>若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(異議申立)</u></p> <p>第25条 市が行なう<u>団員等の死亡、負傷または疾病が公務または消防作業等に</u>従事し、<u>もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立</u>をすることができる。</u></p>

(瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年

瀬戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査)</p> <p>第18条 実施機関の<u>行う公務上の災害又は通勤</u>による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、<u>審査を請求</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>請求</u>があったときは、審査会は、<u>速やかに</u>これを審査して、裁定を<u>行い</u>、これを本人<u>及びその者</u>に係る実施機関に通知しなければならない。</p>	<p>(審査)</p> <p>第18条 実施機関の<u>行なう公務上の災害または通勤</u>による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、<u>審査を申し立て</u>ることができる。</p> <p>2 前項の<u>申立て</u>があったときは、審査会は、<u>すみやかに</u>これを審査して、裁定を<u>行ない</u>、これを本人<u>およびその者</u>に係る実施機関に通知しなければならない。</p>

(瀬戸市個人情報保護条例の一部改正)

第5条 瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第7条—第14条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第15条—第41条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 個人情報の取扱い（第7条—第14条）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第15条—第41条）</p>

第1節 開示（第15条—第27条）

第2節 訂正（第28条—第34条）

第3節 利用停止（第35条—第41条）

第4章 審査請求（第42条—第44条）

第5章 調査審議（第45条）

第6章 雑則（第46条—第49条）

第7章 罰則（第50条—第54条）

附則

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条第2項及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 <省略>

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4章 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第1節 開示（第15条—第27条）

第2節 訂正（第28条—第34条）

第3節 利用停止（第35条—第41条）

第4章 不服申立て（第42条—第44条）

第5章 調査審議（第45条）

第6章 雑則（第46条—第49条）

第7章 罰則（第50条—第54条）

附則

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 <省略>

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4章 不服申立て

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次

（不服申立て）

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとなるとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとなるとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとなるとき。

に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者であ

（諮問をした旨の通知）

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を

る参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)	表示している場合に限る。)
---	---------------

(瀬戸市情報公開条例の一部改正)

第6条 瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 公文書の開示(第5条—第18条)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>(第19条—第21条)</p> <p>第4章 調査審議(第22条)</p> <p>第5章 雑則(第23条—第27条)</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第20条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第3章 <u>審査請求</u></p> <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 公文書の開示(第5条—第18条)</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>(第19条—第21条)</p> <p>第4章 調査審議(第22条)</p> <p>第5章 雑則(第23条—第27条)</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u></p>

外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条に規定する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条に規定する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとなるとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。



	<p style="text-align: center;"><u>(諮問をした旨の通知)</u></p> <p><u>第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p>
<p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p>	<p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p>
<p>第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）</u>を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等</u>を変更し、当該<u>開示決定等</u>に係る公文書を開示する旨の<u>裁決又は決定</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

(瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しな</p>	<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しな</p>

<p>なければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>なければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>
---	--

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の規定、第4条の規定による改正前の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の瀬戸市個人情報保護条例の規定、第6条の規定による改正前の瀬戸市情報公開条例の規定及び第7条の規定による瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 第7条の規定による改正後の瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により公平委員会が平成27年度における業務の状況を報告する場合における新条例第5条の規定の適用については、同条第2号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。